

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室地域力担当（地域力創出グループ） (06-6208-7305)
処分課（担当）名	各区役所 市民協働担当課
処分の名称	認可地縁団体印鑑登録の抹消
概要	「処分基準」のいずれかの要件に該当する場合は、認可地縁団体印鑑の登録が抹消されます。
根拠法令等 及び条項	大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則 第9条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎次に掲げる要件の1に該当する場合には、印鑑の登録を抹消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 登録を受けている者から登録廃止の申請があったこと。 (2) 印章の忘失の届出があったこと。 (3) 登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。 (4) 認可地縁団体が解散したとき。 (5) 認可地縁団体の名称又は認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の氏名の変更により登録印鑑として適当でなくなったと認めるとき。 (6) その他区長が登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。 <p>○「その他区長が登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき」とは、次のようなときを言います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が失踪宣告を受けたとき ・登録が不正に行われていたことが明らかになったとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000541219.html
備考	